昭和二十九年文部省令第三十一号

理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令

理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第一条第二項、第二条、第五条、第八条及び第九条の規定に基き、理科教育振興法施行規則を次のように定める。

1　理科教育振興法施行令（昭和二十九年政令第三百十一号）第二条第二項の規定に基づき、同条第一項に定める設備の基準について文部科学省令で定める細目は、それぞれ別表第一から別表第二十九までに定めるところによる。

2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　視覚特別支援学校　視覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

二　聴覚特別支援学校　聴覚障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

三　知的特別支援学校　知的障害者である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

四　肢体等特別支援学校　肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である児童又は生徒に対する教育を主として行う特別支援学校

附　則　抄

1　この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条の規定及び附則第二項の規定は、昭和二十九年四月一日から適用する。

2　当分の間、本則の規定にかかわらず、別表第一、第二、第三、第十、第十一及び第十二のうち、野外観察調査用具、標本及び模型に係る部分は、適用しない。

附　則（昭和三一年九月二九日文部省令第二四号）　抄

1　この省令は、昭和三十一年十月一日から施行する。ただし、第一条及び第三条の規定は昭和三十一年六月三十日から、第二条の規定は昭和三十一年九月一日からそれぞれ適用する。

附　則（昭和三二年二月二七日文部省令第二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三二年六月一二日文部省令第一三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和三六年八月一二日文部省令第二〇号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行し、理科教育振興法第九条の規定による国の補助に関しては昭和三十六年度分に係るものから適用する。

附　則（昭和四一年七月二八日文部省令第三八号）　抄

1　この省令は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附　則（昭和四五年六月一日文部省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（昭和四六年一〇月一九日文部省令第二九号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

附　則（昭和四七年一二月一八日文部省令第四九号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

附　則（昭和四八年一一月二六日文部省令第二八号）

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十八年四月一日から適用する。

附　則（昭和五五年五月一六日文部省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の規定は、昭和五十五年度分の補助金から適用する。

附　則（昭和五六年三月一六日文部省令第三号）

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附　則（昭和五七年四月一日文部省令第一六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成四年四月一〇日文部省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の規定は、平成四年度分の補助金から適用する。

附　則（平成五年四月一日文部省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附　則（平成六年六月二四日文部省令第一八号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の規定は、平成六年度の国庫補助金から適用する。

附　則（平成一〇年一一月一七日文部省令第三八号）　抄

1　この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一一年三月二三日文部省令第五号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附　則（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附　則（平成一四年七月三日文部科学省令第三三号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育のための施設の基準に関する細目を定める省令の規定は、平成十四年度分の国庫補助金から適用する。

附　則（平成一五年四月一日文部科学省令第二三号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の規定は、平成十五年度分の国庫補助金から適用する。

附　則（平成一九年三月三〇日文部科学省令第五号）　抄

（施行期日）

第一条　この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年四月一日）から施行する。

附　則（平成二三年四月二八日文部科学省令第一七号）

1　この省令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（以下「新令」という。）別表第一から別表第九までの規定については平成二十三年度分の国庫補助金から、新令別表第十から別表第十九までの規定については平成二十四年度分の国庫補助金から、それぞれ適用する。

2　前項の規定により新令別表第十から別表第十九までの規定が適用されるまでの中学校及び特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。

附　則（平成二四年四月二三日文部科学省令第二一号）

この省令は、公布の日から施行し、改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令の規定は、平成二十四年度分の国庫補助金から適用する。

附　則（平成二八年三月二二日文部科学省令第四号）

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（令和元年八月一日文部科学省令第一〇号）

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（以下「新令」という。）別表第一から別表第九までの規定については令和二年度分の国庫補助金から、新令別表第十から別表第十九までの規定については令和三年度分の国庫補助金から、それぞれ適用する。

2　前項の規定により新令の規定が適用されるまでの小学校、中学校並びに特別支援学校の小学部及び中学部の理科、算数及び数学に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。

附　則（令和三年八月二三日文部科学省令第三八号）

1　この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の理科教育のための設備の基準に関する細目を定める省令（以下「新令」という。）の規定は、令和四年度分の国庫補助金から適用する。

2　前項の規定により新令の規定が適用されるまでの高等学校及び特別支援学校の高等部の理科及び数学に関する教育のための設備の基準に関する細目については、なお従前の例による。

別表

第一　小学校（義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器 長さ測定用具	1組

品目	数量
体積測定用具	1組
重さ測定用具	3組
時間測定用具	2組
温度測定用具	1組
電気測定用具	1組
実験機械器具	
物と重さの学習用具	1組
風とゴムの学習用具	1組
光の学習用具	1組
音の学習用具	3組
磁石の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	4組
空気と水の学習用具	7組
熱の学習用具	1組
光電池の学習用具	1組
電気の学習用具	4組
天体の学習用具	3組
物の運動の学習用具	1組
人体の学習用具	1組
気象の学習用具	2組
環境の学習用具	1組
てこの学習用具	3組
土地の学習用具	2組
空気の学習用具	3組
定温器	1組
顕微鏡	4組
保管庫	1組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	2組
教材作成用具	2組
野外観察調査用具	1組
標本	5組
模型	14組
人体の模型	1組
植物の模型	1組
動物の模型	3組
土地の模型	3組

第二　視覚特別支援学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	5組
時間測定用具	1組
温度測定用具	9組
電気測定用具	1組
実験機械器具	
物と重さの学習用具	1組
風とゴムの学習用具	1組
光の学習用具	1組
音の学習用具	3組
磁石の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	4組
空気と水の学習用具	7組
熱の学習用具	1組
光電池の学習用具	1組
電気の学習用具	4組
天体の学習用具	3組
物の運動の学習用具	1組
人体の学習用具	1組
気象の学習用具	2組
環境の学習用具	1組
てこの学習用具	3組
土地の学習用具	2組
空気の学習用具	3組
定温器	1組
顕微鏡	4組
保管庫	1組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	2組
教材作成用具	2組
野外観察調査用具	1組
標本	5組
模型	6組
人体の模型	1組
植物の模型	1組
動物の模型	3組
土地の模型	3組

第三　聴覚特別支援学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	7組
時間測定用具	1組
温度測定用具	5組
電気測定用具	3組
実験機械器具	
物と重さの学習用具	1組
風とゴムの学習用具	1組
光の学習用具	10組
音の学習用具	2組
磁石の学習用具	4組
生物の飼育・栽培用具	3組
空気と水の学習用具	5組
熱の学習用具	1組
光電池の学習用具	3組
電気の学習用具	13組
天体の学習用具	8組
物の運動の学習用具	3組
人体の学習用具	4組
気象の学習用具	2組
環境の学習用具	7組
てこの学習用具	4組
土地の学習用具	8組
空気の学習用具	7組
定温器	3組
顕微鏡	1組
保管庫	1組
薬品処理装置	7組
実験支援器具	3組
教材作成用具	7組
野外観察調査用具	1組
標本	25組
模型	6組
人体の模型	2組
植物の模型	1組
動物の模型	3組
土地の模型	3組

第四　肢体等特別支援学校の小学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	4組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	7組
時間測定用具	1組
温度測定用具	9組
電気測定用具	3組
実験機械器具	
物と重さの学習用具	1組
風とゴムの学習用具	1組
光の学習用具	3組
音の学習用具	4組
磁石の学習用具	3組
生物の飼育・栽培用具	7組
空気と水の学習用具	2組
熱の学習用具	1組
光電池の学習用具	8組
電気の学習用具	8組
天体の学習用具	7組
物の運動の学習用具	3組
人体の学習用具	1組
気象の学習用具	2組
環境の学習用具	7組
てこの学習用具	3組
土地の学習用具	1組
空気の学習用具	8組
定温器	3組
顕微鏡	8組
保管庫	8組
薬品処理装置	7組
実験支援器具	3組
教材作成用具	15組
野外観察調査用具	1組
標本	6組
模型	2組
人体の模型	1組
植物の模型	1組
動物の模型	3組
土地の模型	3組

第五　小学校の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
空気と水の学習用具	1組
熱の学習用具	3組
光電池の学習用具	3組
電気の学習用具	6組
天体の学習用具	8組
物の運動の学習用具	3組
人体の学習用具	1組
気象の学習用具	2組
環境の学習用具	7組
てこの学習用具	3組
土地の学習用具	9組
空気の学習用具	7組
定温器	3組
顕微鏡	12組
保管庫	1組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	7組
教材作成用具	2組
野外観察調査用具	1組
標本	25組
模型	
人体の模型	6組
植物の模型	1組
動物の模型	3組
土地の模型	3組

第六　視覚特別支援学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数と計算説明器具	9組
図形説明器具	10組
測定説明器具	4組
変化と関係説明器具	3組
データの活用説明器具	6組
教材作成・提示説明器具	1組
実験実習器具	
数と計算実験実習器具	1組
図形実験実習器具	11組
測定実験実習器具	1組
変化と関係実験実習器具	1組
データの活用実験実習器具	1組
計算器具	
算数技能習熟器具	4組
	1組

品目	数量
提示説明器具	9組
数と計算説明器具	9組
図形説明器具	4組
測定説明器具	3組
変化と関係説明器具	6組
データの活用説明器具	1組
教材作成・提示説明器具	
実験実習器具	7組
数と計算実験実習器具	3組
図形実験実習器具	4組
測定実験実習器具	1組
変化と関係実験実習器具	1組
データの活用実験実習器具	2組
算数技能習熟器具	1組
計算器具	

第七　聴覚特別支援学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	9組
数と計算説明器具	10組
図形説明器具	4組
測定説明器具	3組
変化と関係説明器具	6組
データの活用説明器具	1組
教材作成・提示説明器具	
実験実習器具	1組
数と計算実験実習器具	3組
図形実験実習器具	1組
測定実験実習器具	1組
変化と関係実験実習器具	1組
データの活用実験実習器具	2組
算数技能習熟器具	1組
計算器具	

第八　知的特別支援学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	4組
数と計算説明器具	1組
図形説明器具	1組
測定説明器具	1組
変化と関係説明器具	1組
データの活用説明器具	2組
教材作成・提示説明器具	
実験実習器具	1組
数と計算実験実習器具	1組
図形実験実習器具	1組
測定実験実習器具	1組
変化と関係実験実習器具	1組
データの活用実験実習器具	1組
算数技能習熟器具	1組
計算器具	

第九　肢体等特別支援学校の小学部の算数に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	9組
数と計算説明器具	10組
図形説明器具	3組
測定説明器具	3組
変化と関係説明器具	6組
データの活用説明器具	1組
教材作成・提示説明器具	
実験実習器具	1組
数と計算実験実習器具	1組
図形実験実習器具	3組
測定実験実習器具	1組
変化と関係実験実習器具	1組
データの活用実験実習器具	1組
算数技能習熟器具	2組
計算器具	1組

第十　中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。以下に同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	1組
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	1組
時間測定用具	1組
温度測定用具	12組
電気測定用具	1組
実験機械器具	2組
力の実験用具	14組
運動の実験用具	16組
光の実験用具	4組
音の実験用具	16組
電流と磁界の実験用具	45組
静電気の実験用具	11組
原子の構成の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	2組
微生物の学習用具	3組
遺伝の学習用具	11組
天体の学習用具	6組
気象観測用具	3組
天気の学習用具	3組
大地の学習用具	6組
仕事とエネルギーの実験用具	3組
環境の学習用具	13組
科学技術の実験用具	3組
顕微鏡	10組
実験観察記録用具	2組
物質とその変化の実験用具	107組
保管庫	2組
薬品処理装置	15組
定温器	14組
教材作成用具	1組
実験支援器具	4組
野外観察調査用具	7組
標本	28組
模型	4組
機械の模型	47組
大地の模型	1組
植物の模型	6組
動物の模型	3組
人体の模型	3組

第十一　視覚特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	1組
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	1組
時間測定用具	2組
温度測定用具	1組
電気測定用具	5組
実験機械器具	19組
力の実験用具	6組
運動の実験用具	8組
光の実験用具	20組
音の実験用具	8組
電流と磁界の実験用具	18組
静電気の実験用具	1組
原子の構成の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	2組
微生物の学習用具	3組
遺伝の学習用具	3組
天体の学習用具	6組
気象観測用具	4組
天気の学習用具	9組
大地の学習用具	3組
仕事とエネルギーの実験用具	5組
環境の学習用具	16組
科学技術の実験用具	10組
顕微鏡	9組
実験観察記録用具	2組
物質とその変化の実験用具	6組
保管庫	6組
薬品処理装置	1組
定温器	4組
教材作成用具	4組
実験支援器具	9組
野外観察調査用具	4組
標本	40組
模型	
機械の模型	1組
大地の模型	18組
植物の模型	20組
動物の模型	9組
人体の模型	33組

第十二　聴覚特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
環境の学習用具	10組
科学技術の実験用具	2組
顕微鏡	22組
実験観察記録用具	2組
物質とその変化の実験用具	6組
保管庫	10組
薬品処理装置	1組
定温器	4組
教材作成用具	4組
実験支援器具	9組
野外観察調査用具	4組
標本	23組
模型	
機械の模型	1組
大地の模型	
植物の模型	3組
動物の模型	6組
人体の模型	3組
	12組

第十三　知的特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	1組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	1組
実験機械器具	
力の実験用具	1組
運動の実験用具	1組
光の実験用具	1組
音の実験用具	1組
電流と磁界の実験用具	1組
静電気の実験用具	1組
原子の構成の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	4組
微生物の学習用具	1組
遺伝の学習用具	1組
天体の学習用具	2組
気象観測用具	3組
天気の学習用具	1組
大地の学習用具	3組
仕事とエネルギーの実験用具	1組
環境の学習用具	1組
科学技術の実験用具	1組

品目	数量
顕微鏡	4組
実験観察記録用具	4組
物質とその変化の実験用具	1組
保管庫	1組
薬品処理装置	1組
定温器	2組
教材作成用具	1組
実験支援器具	3組
野外観察調査用具	1組
標本	1組
模型	
機械の模型	1組
大地の模型	1組
植物の模型	1組
動物の模型	2組
人体の模型	4組

第十四　肢体等特別支援学校の中学部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	3組
体積測定用具	1組
重さ測定用具	4組
時間測定用具	1組
温度測定用具	9組
電気測定用具	2組
実験機械器具	
力の実験用具	6組
運動の実験用具	8組
光の実験用具	4組
音の実験用具	8組
電流と磁界の実験用具	17組
静電気の実験用具	1組
原子の構成の学習用具	1組
生物の飼育・栽培用具	2組
微生物の学習用具	3組
遺伝の学習用具	6組
天体の学習用具	6組
気象観測用具	3組
天気の学習用具	3組
大地の学習用具	5組
仕事とエネルギーの実験用具	10組
環境の学習用具	2組
科学技術の実験用具	22組
顕微鏡	2組
実験観察記録用具	

品目	数量
物質とその変化の実験用具	8組
保管庫	6組
薬品処理装置	1組
定温器	4組
教材作成用具	4組
実験支援器具	10組
野外観察調査用具	4組
標本	23組
模型	
機械の模型	1組
大地の模型	6組
植物の模型	3組
動物の模型	3組
人体の模型	12組

第十五　中学校の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	11組
図形説明器具	12組
関数説明器具	11組
実験実習器具	
確率・統計説明器具	1組
図形実験実習器具	11組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	21組

第十六　視覚特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	11組
図形説明器具	11組
関数説明器具	11組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	3組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

第十七　聴覚特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	11組
図形説明器具	12組
関数説明器具	11組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	1組

品目	数量
提示説明器具	
数・式説明器具	6組
図形説明器具	13組
関数説明器具	11組
確率・統計説明器具	1組
実験実習器具	
図形実験実習器具	3組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	1組

第十九　肢体等特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
実験実習器具	
図形実験実習器具	3組
確率・統計実験実習器具	1組
計算器具	4組

第十八　知的特別支援学校の中学部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	2組
体積測定用具	3組
質量測定用具	13組
時間測定用具	1組
温度測定用具	2組
電気測定用具	5組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	15組
音の実験用具	39組
光の実験用具	22組
熱エネルギー実験用具	2組

第二十　高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。別表第二十五において同じ。）の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

真空実験用具	14組
気体の性質実験用具	3組
電界と電位実験用具	16組
電流と磁界実験用具	29組
電磁誘導と電磁波実験用具	29組
電源・電池実験用具	36組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	20組
物質分析の実験用具	18組
顕微鏡	145組
生物生理実験用具	11組
生物培養用具	7組
地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	4組
天体望遠鏡	24組
気象観測用具	12組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	1組
保管庫	14組
環境学習用具	2組
教材製作用具	3組
標本製作用具	5組
加熱器具	14組
定温器	24組
洗浄器具	7組
薬品処理装置	2組
実験支援器具	142組
野外観察調査用具	58組
標本	7組
模型	
物質構造の模型	32組
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	2組

備考　当該学校の学級数の合計が28学級以上の学校にあっては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十一　視覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	2組
体積測定用具	3組
質量測定用具	6組
時間測定用具	1組
温度測定用具	11組
電気測定用具	50組
実験機械器具	
力の実験用具	8組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	8組
音の実験用具	20組
光の実験用具	24組
熱エネルギー実験用具	2組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	20組
電磁誘導と電磁波実験用具	13組
電源・電池実験用具	13組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	10組
物質分析の実験用具	10組
顕微鏡	29組
生物生理実験用具	4組
生物培養用具	7組
地球の学習用具	20組
天体観測・学習用具	4組
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	12組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・堆積実験用具	1組
実験観察記録用具	1組
保管庫	8組
環境学習用具	2組
教材製作用具	3組
標本製作用具	5組
加熱器具	7組
定温器	15組
洗浄器具	3組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	35組
野外観察調査用具	28組
標本	7組
模型	
物質構造の模型	13組
植物の模型	23組
動物発生の模型	14組
人体の模型	60組
地形・地質の模型	2組

備考　当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあっては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十二　聴覚特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	2組
体積測定用具	3組
質量測定用具	5組
時間測定用具	1組
温度測定用具	2組
電気測定用具	5組
実験機械器具	
力の実験用具	5組
運動の実験用具	13組
波動実験用具	8組
音の実験用具	18組
光の実験用具	15組
熱エネルギー実験用具	2組
真空実験用具	7組
気体の性質実験用具	2組
電界と電位実験用具	9組
電流と磁界実験用具	15組
電磁誘導と電磁波実験用具	13組
電源・電池実験用具	13組
電子の性質実験用具	4組
原子の構成実験用具	9組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	10組
物質分析の実験用具	10組
顕微鏡	29組
生物生理実験用具	4組
生物培養用具	7組
地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	4組
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	12組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
実験観察記録用具	1組
保管庫	8組
環境学習用具	2組
教材製作用具	3組
標本製作用具	5組
加熱器具	7組
定温器	15組
洗浄器具	3組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	35組
野外観察調査用具	28組
標本	7組
模型	
物質構造の模型	9組
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	2組

備考　当該学校の学級数の合計が7学級以上の学校にあっては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。

第二十三　知的特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	
長さ測定用具	1組
体積測定用具	1組
質量測定用具	1組
時間測定用具	1組
温度測定用具	1組
電気測定用具	1組
実験機械器具	
力の実験用具	1組
物の運動学習セット	1組
仕事とエネルギー実験用具	1組
仕事とエネルギー体験用具	1組
運動の実験用具	1組
音の実験用具	1組
光の実験用具	1組
熱エネルギー実験用具	1組
真空実験用具	1組
気体の性質実験用具	1組
電界と電位実験用具	1組
磁気と磁界実験用具	1組

品目	数量
電流と磁界実験用具	1組
電磁誘導と電磁波実験用具	1組
電源・電池実験用具	4組
原子の構成実験用具	1組
物質構成の実験用具	1組
物質の性質実験用具	1組
顕微鏡	26組
生物生理実験用具	4組
生物培養用具	1組
地球の学習用具	4組
天体観測・学習用具	7組
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	9組
気象の学習用具	1組
岩石・鉱物実験用具	1組
地層・堆積実験用具	1組
実験観察記録用具	1組
保管庫	1組
環境学習用具	2組
教材製作用具	2組
標本製作用具	1組
定温器	6組
洗浄器具	5組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	8組
人体学習用具	4組
野外観察調査用具	8組
標本	1組
模型	
物質構造の模型	1組
植物の模型	1組
動物発生の模型	1組
人体の模型	6組
地形・地質の模型	3組

備考　当該学校の学級数の合計が１０学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に２を乗じて得た数量とする。

第二十四　肢体等特別支援学校の高等部の理科に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
計量器	2組
長さ測定用具	3組
体積測定用具	5組
質量測定用具	1組
時間測定用具	
温度測定用具	2組
電気測定用具	5組
実験機械器具	
力の実験用具	13組
運動の実験用具	5組
波動実験用具	
音の実験用具	8組
光の実験用具	18組
熱エネルギー実験用具	15組
真空実験用具	2組
気体の性質実験用具	7組
電界と電位実験用具	2組
電流と磁界実験用具	9組
電磁誘導と電磁波実験用具	15組
電源・電池実験用具	13組
電子の性質実験用具	13組
原子の構成実験用具	4組
物質構成の実験用具	4組
物質の性質実験用具	10組
物質分析の実験用具	10組
顕微鏡	34組
生物生理実験用具	4組
生物培養用具	7組
地球の学習用具	11組
天体観測・学習用具	4組
天体望遠鏡	10組
気象観測用具	12組
気象の学習用具	11組
岩石・鉱物実験用具	11組
実験観察記録用具	1組
保管庫	9組
環境学習用具	2組
教材製作用具	3組
標本製作用具	5組
加熱器具	7組
定温器	16組
洗浄器具	6組
薬品処理装置	1組
実験支援器具	37組
野外観察調査用具	29組
標本	7組
模型	
物質構造の模型	13組
植物の模型	3組
動物発生の模型	3組
人体の模型	10組
地形・地質の模型	2組

備考　当該学校の学級数の合計が１０学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に２を乗じて得た数量とする。

第二十五　高等学校の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	1組
統計概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	1組
確率統計実験用具	1組
測量実習学習用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組

備考　当該学校の学級数の合計が２８学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に２を乗じて得た数量とする。

第二十六　視覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	1組
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	1組
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	1組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組

備考　当該学校の学級数の合計が７学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に２を乗じて得た数量とする。

第二十七　聴覚特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	1組
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	1組
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	1組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組

備考　当該学校の学級数の合計が７学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に２を乗じて得た数量とする。

第二十八　知的特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	1組
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	1組
実験実習器具	1組
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
測量実習学習用具	1組
教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組

備考　当該学校の学級数の合計が１０学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に２を乗じて得た数量とする。

第二十九　肢体等特別支援学校の高等部の数学に関する教育のための設備の基準に関する細目

品目	数量
提示説明器具	1組
統計概念説明教具	1組
数概念説明教具	1組
関数概念説明教具	1組
図形の構成説明教具	4組
実験実習器具	
確率統計実験用具	1組
数概念学習用具	1組
立体学習用具	1組
測量実習学習用具	4組

教材製作用具	1組
計算機器	
関数電卓	1組
音声電卓	1組

備考　当該学校の学級数の合計が10学級以上の学校にあつては、当該学校における設備の数量は、数量の欄に掲げる数量に2を乗じて得た数量とする。